

改 正 後					改 正 前				
別表1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表					別表1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）					1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
.....	(イ) (ロ) (ハ)。。 その事業 の施行され る土地の区 域の面積が 1ha（当該 区域が含ま れる都市再 生特別措置 法第2条第 3項に規定 する都市再 生緊急整備 地域内にお いて当該区 域に隣接 し、又は近 接してこれ と一体的に 他の同条第 1項に規定 する都市開 発事業（当	(イ) (ロ) (ハ)。。 その事業 の施行され る土地の区 域の面積が 1ha（当該 事業が当該 都市開発事 業の事業区 域に隣接 し、又は近 接してこれ と一体的に 他の都市開 発事業（都 市再生緊急 整備地域内 におけるそ の地域整備 方針に定め られた都市 機能の増進 を主たる目

改 正 後					改 正 前				
				<p>該都市再生 緊急整備地 域に係る同 法第15条第 1項に規定 する地域整 備方針に定 められた都 市機能の増 進を主たる 目的とする ものに限 る。)が施 行され、又 は施行され ることが確 実であると 見込まれ、 かつ、当該 区域及び当 該他の都市 開発事業の 施行される 土地の区域 の面積の合 計が1ha以 上となる場 合には、0. 5ha)以上 であるこ と。 ……。</p>					<p>的とするも のに限 る。)が施 行され、又 は施行され ることが確 実であると 見込まれ、 かつ、これ らの都市開 発事業の事 業区域の面 積の合計が 1ha以上と なる場合に あつては、 0.5ha)以 上であるこ と。 ……。</p>

改 正 後					改 正 前				
— …… (イ) …… (ロ) ……	(イ) …… (ロ) …… A …… (A) …… (B) …… B …… (A) …… (B) …… (C) ……	……	措置法31条の2 2項9号 措置法令20条の 2 8項 措置法規則13条 の3 1項9号	1 ……。 2 ……。 3 ……。 4 ……。	<u>8の2</u> …… (イ) …… (ロ) …… A …… (A) …… (B) …… B …… (A) …… (B) …… (C) ……	……	措置法31条の2 2項8号の2 措置法令20条の 2 8項 措置法規則13条 の3 1項8号 の2	1 ……。 2 ……。 3 ……。 4 ……。	
— ……、 当該譲渡に係 る土地等が当 該事業の用に 供されるもの (~ __に掲 げる譲渡に該 当するものを 除く。)	……	……	措置法31条の2 2項10号 措置法令20条の 2 9項 措置法規則13条 の3 1項10号 イ	1 ……。 2 ……。	— ……、 当該譲渡に係 る土地等が当 該事業の用に 供されるもの (~ <u>8の2</u> に掲げる譲渡 に該当するも のを除く。)	……	措置法31条の2 2項9号 措置法令20条の 2 9項 措置法規則13条 の3 1項9号 イ	1 ……。 2 ……。	
<u>10の2</u> ……、 当該譲渡に係 る土地等が当 該事業の用に 供されるもの (~ __に掲 げる譲渡に該 当するものを 除く。)	(イ) …… (ロ) ……	……	措置法31条の2 2項10号 措置法令20条の 2 9項・10項 措置法規則13条 の3 1項10号 ロ	1 ……。 2 ……。 3 「施行再 建 マンシ ョン」とは、上 記__の 2と 同様である。 4 「マンシ ョン建替事 業」とは、上 記__の 1と 同様である。 5 ……。	<u>9の2</u> ……、 <u>これらの譲渡</u> に係る土地等 が <u>これらのマ ンション建替</u> 事業の用に供 されるもの (~ <u>8の2</u> に掲げる譲渡 に該当するも のを除く。)	(イ) …… (ロ) ……	措置法31条の2 2項9号 措置法令20条の 2 9項・10項 措置法規則13条 の3 1項9号 ロ	1 ……。 2 ……。 3 「施行再 建 マンシ ョン」とは、上 記__の 2と 同様である。 4 「マンシ ョン建替事 業」とは、上 記__の 1と 同様である。 5 ……。	

改 正 後					改 正 前					
—	(1) 当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替法第113条に規定する認定買受計画に掲げる事項のうちいずれかの事項(認定買受計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。)の記載があること及び当該記載がされた	—	(1) 当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替法第113条に規定する認定買受計画に掲げる事項のうちいずれかの事項の記載があること及び当該記載がされたのマンションが新たに建築されること又は当該記載がされたの若しくは
		のマンションが新たに建築される	措置法31条の2 2項11号 措置法令20条の 2 11項 措置法規則13条 の3 1項11 号・5項			の施設が整備されることにつき都道府県知事(市の区域内にあっては、.....	措置法31条の2 2項10号 措置法令20条の 2 11項 措置法規則13条 の3 1項10 号・5項

改 正 後					改 正 前				
	こと又は当該記載がされたの若しくはの施設が整備されることにつき都道府県知事(市の区域内にあっては……								
	(ロ) ……	……				(ロ) ……	……		
<u>11の2</u> ……	(イ) 当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替法第113条に規定する認定買受計画に上記のに掲げる事項のうちいずれかの事項(認定買受計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に	……	措置法31条の2 2項11号 措置法令20条の2 11項 措置法規則13条の3 1項11号・5項	1 「マンション敷地売却事業」とは、上記のと同様である。 2 ……。	<u>10の2</u> ……	(イ) 当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替法第113条に規定する認定買受計画に上記のに掲げる事項のうちいずれかの事項の記載があること及び当該記載がされた上記ののマンションが新たに建築されること又は当該記載がされた上記のの若しくはの施設が整備	……	措置法31条の2 2項10号 措置法令20条の2 11項 措置法規則13条の3 1項10号・5項	1 「マンション敷地売却事業」とは、上記のと様である。 2 ……。

改 正 後					改 正 前				
	<p>供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。)の記載があること及び当該記載がされた上記_の の の マンションが新たに建築されること又は当該記載がされた上記_の の 若しくは の施設が整備されることにつき都道府県知事(市の区域内にあっては、……</p> <p>(ロ) ……</p>	……				<p>されることにつき都道府県知事(市の区域内にあっては、……</p> <p>(ロ) ……</p>	……		
<p>— 建築面積が150㎡以上の建築物の建築をする事業であり、かつ、優良な建築物の建築をする事業(1)を行う者に対する市街化区</p>	<p>(イ) ……</p> <p>(ロ) ……</p>	……	<p>措置法31条の2 2項12号</p> <p>措置法令20条の2 12項~14項</p> <p>措置法規則13条の3 1項12号・6項</p>	<p>1 ……。</p> <p>……。</p> <p>……。</p> <p>……、</p> <p>当該所有権を有する2以上の者又は当該借地権を有する2以上の者</p>	<p>— 建築面積が150㎡以上の建築物の建築をする事業(1)を行う者に対する市街化区域等内(2)の土地等の譲渡で、当該譲渡</p>	<p>(イ) ……</p> <p>(ロ) ……</p>	……	<p>措置法31条の2 2項11号</p> <p>措置法令20条の2 12項・13項</p> <p>措置法規則13条の3 1項11号・6項</p>	<p>1 ……。</p> <p>……。</p> <p>……。</p> <p>……、</p> <p>当該所有権を有する2以上の者又は当該借地権を有する2以上の者</p>

改 正 後				改 正 前			
<p>域等内（ 2）の土地等 の譲渡で、当 該譲渡に係る 土地等が当該 事業の用に供 されるもの （上記～ <u>10の2</u>、下 記～に掲 げる譲渡に該 当するものを 除く。）</p>			<p><u>をそれぞれ 一の者とみ なしたとき における当 該所有権を 有する者又 は当該借地 権を有する 者）の数が 2以上であ ること。</u> 2 ……、 都市計画法第 7条第1項の 市街化区域と <u>定められた区 域又は区域区 分に関する同 法第4条第1 項に規定する 都市計画が定 められていな い同条第2項 に規定する都 市計画区域 （以下「非線 引都市計画区 域」とい う。）のうち 同法第8条第 1項第1号に 規定する用途</u></p>	<p>に係る土地等 が当該事業の 用に供される もの（上記 ～<u>9の2</u>、 下記～に 掲げる譲渡に 該当するもの を除く。）</p>			<p><u>のうち、そ れぞれ一 者とす る。）の数 が2以上で あること。</u> 2 ……、 都市計画法第 7条第1項の 市街化区域又 は区域区分に 関する都市計 画が定められ ていない同法 第4条第2項 に規定する都 市計画区域 （以下「非線 引都市計画区 域」とい う。）のうち 同法第8条第 1項第1号に 規定する用途 地域が定めら れている区域 をいう。</p>

改 正 後					改 正 前				
				地域が定められている区域をいう。					
(廃止)					<p>— 特定の民間再開発事業()を行う者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記～(9)の2)、下記～に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p>	<p>(1) 特定の民間再開発事業認定申請書に基づき認定をしたことを証する書類(当該事業が認定再開発事業である場合には、当該書類及び認定再開発事業につき再開発事業計画の認定をしたことを証する書類)の写し</p> <p>(2) 特定の民間再開発事業の用に供するために買い取った旨を証する書類</p>	<p>都道府県知事</p> <p>土地等の買取りをする者</p>	<p>措置法31条の2 2項12号</p> <p>措置法令20条の2 14項・15項</p> <p>措置法規則13条の3 1項12号・7項</p>	<p>— 「特定の民間再開発事業」とは、地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、次からまでに掲げる要件(認定再開発事業の場合には を除く。)を満たすことにつき、都道府県知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>— 当該事業が措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する既成市街地等又は措置法</p>

改正後					改正前				
									<p> <u>令第20条の2第15項に規定する地区内で施行されるものであること</u> <u>(同項第5号に規定する認定集約都市開発事業計画の区域内において施行される事業にあっては、当該認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。)</u> <u>— 当該事業の施行される土地の区域(以下「施行地区」という。)の面積が1,000㎡以上であ</u> </p>

改正後					改正前				
									<p>ること（認定再開発事業の場合には、500㎡以上）</p> <p>— 当該事業の施行地区内において都市施設の用に供される土地又は建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地が確保されていること。</p> <p>— 当該事業の施行地区内の土地（借地権の設定されている土地を除く。）につき所有権を有する者又は当該施行地区内の土地につき借地権を有</p>

改 正 後					改 正 前				
									<p>する者(区画された一団の土地に係る所有権又は借地権が2以上の者により共有されている場合には、当該所有権を有する2以上の者又は当該借地権を有する2以上の者のうち、それぞれ一の者とす。)の数 が2以上であること。</p>
<p>都市計画法第29条第1項の許可(同法第4条第2項に規定する都市計画区域のうち一定の区域(1)内において行われる同条第12項に規定する</p>	<p>(イ) (ロ) (ハ) 当該譲渡に係る土地等が上記(ロ)の通知に係る都市計画法第4条第13項に規定する開発区域内に所在し、かつ、1の</p>	<p>.</p>	<p>措置法31条の2 2項13号 措置法令20条の2 15項・16項 措置法規則13条の3 1項13号</p>	<p>1 「一定の区域」とは、次に掲げる区域をいう。 — 都市計画法第7条第1項の市街化区域と定められた区域</p>	<p>都市計画法第29条第1項の許可(1)を受けて次の要件を満たす住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人(2)に対</p>	<p>(イ) (ロ) (ハ) 当該譲渡に係る土地等が上記(ロ)の通知に係る開発区域内に所在し、かつ、当該土地等を当該一団の宅地の用に供する</p>	<p>.</p>	<p>措置法31条の2 2項13号 措置法令20条の2 16項 措置法規則13条の3 1項13号</p>	<p>1 「許可」とは、都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において行われる同条第12項に規定する開発行為に係るものに限る。以下</p>

改 正 後				改 正 前					
<p>開発行為に係るものに限る。以下「開発許可」という。)を受けて次の要件を満たす住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人(2)に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(上記 ~_に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p> <p>(1) ……、<u>同項ただし書</u>(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により都</p>	<p>~ に掲げる区域内に所在する旨及び当該土地等を当該一団の宅地の用に供する旨を証する書類</p>			<p>— <u>都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域</u></p> <p>— <u>非線引都市計画区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域</u></p> <p>2 ……。</p>	<p>する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(上記 ~ <u>8の2</u>)に掲げる譲渡に該当するものを除く。)</p> <p>(1) ……、<u>同条第1項ただし書</u>(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定</p>	<p>旨を証する書類</p>			<p>「<u>開発許可</u>」<u>という。</u></p> <p>2 ……。</p>

改 正 後					改 正 前					
道府県が条例を定めている場合には、……。					により都道府県が条例を定めている場合には、……。					
(ロ) ……。					(ロ) ……。					
宅地の造成につき都市計画法第29条第1項の許可を要しない場合において次に掲げる要件を満たす住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人（1）又は法人（2）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（上記～ <u>8の2</u> に掲げる譲渡又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行	(イ) …… (ロ) …… (ハ) 当該譲渡に係る土地等が都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内に所在し、…… (ニ) ……	……	……	1 ……、 その死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とされる。 2 ……。 3 ……。 …… …… 4 ……。	宅地の造成につき開発許可を要しない場合において次に掲げる要件を満たす住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人（1）又は法人（2）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（上記～ <u>8の2</u> に掲げる譲渡又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者である同法第51	(イ) …… (ロ) …… (ハ) 当該譲渡に係る土地等が当該優良宅地認定に係る一団の宅地の区域内に所在し、…… (ニ) ……	……	……	……	1 ……、 当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とされる。 2 ……。 3 ……。 …… …… …… 4 ……。

改 正 後					改 正 前				
者である同法第51条の9第5項に規定する区画整理会社に対する当該区画整理会社の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡に該当するものを除き、…… (イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。					条の9第5項に規定する区画整理会社に対する当該区画整理会社の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡に該当するものを除き、…… (イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。				
……、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(上記～ <u>10の2</u> 又は～ <u>14の2</u>)に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) 当該譲渡に係る土地等が <u>都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内</u> に所在し、…… (ニ) ……。	……。 ……。 ……。	措置法31条の2 2項15号 措置法令20条の2 20項・21項 措置法規則13条の3 1項15号・2項・7項	1 ……、 その死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とされる。 2 ……。 3 ……。 ……。 ……。 4 ……。	……、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(上記～ <u>9の2</u> 又は～ <u>14の2</u>)に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) 当該譲渡に係る土地等が <u>優良住宅認定に係る当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う区域内</u> に所在し、…… (ニ) ……。	……。 ……。 ……。	措置法31条の2 2項15号 措置法令20条の2 20項・21項 措置法規則13条の3 1項15号・2項・8項	1 ……、 当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とされる。 2 ……。 3 ……。 ……。 ……。 ……。 4 ……。

改 正 後					改 正 前				
(イ) …… ……。					(イ) …… ……。				
(ロ) …… A ……。 B ……。 C ……。 D 当該建 築物の床 面積の4 分の3以 上に相当 する部分 が専ら居 住の用 (当該居住 の用に供 される部 分に係る 廊下、階 段その他 その共用 に供され るべき部 分を含む。)に供 されるも のである こと。 E ……。					(ロ) …… A ……。 B ……。 C ……。 D 当該建 築物の床 面積の4 分の3以 上に相当 する部分 が専らの 居住の用 (当該居住 の用に供 される部 分に係る 廊下、階 段その他 その共用 に供され るべき部 分を含む。)に供 されるも のである こと。 E ……。				
(ハ) ……。 (ニ) ……。					(ハ) ……。 (ニ) ……。				
……、	(イ) ……	……	……	……。	……、	(イ) ……	……	……	……。

改 正 後					改 正 前				
当該譲渡をし た土地等につ き仮換地の指 定がされた土 地等が当該住 宅又は中高層 の耐火共同住 宅の用に供さ れるもの (上記 ~ <u>10の2</u>)又は ~ に掲 げる譲渡に該 当するものを 除く。)	(ロ)		当該譲渡をし た土地等につ き仮換地の指 定がされた土 地等が当該住 宅又は中高層 の耐火共同住 宅の用に供さ れるもの (上記 ~ <u>9の2</u>)又は ~ に掲 げる譲渡に該 当するものを 除く。)	(ロ)	
(イ) ..	(ハ)		(イ) ..	(ハ)	
A	(ニ)			A	(ニ)		
B					B				
(ロ)					(ロ)				
A					A				
B					B				
(ハ)					(ハ)				

改 正 後

2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）
確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

区 分	添付すべき証明書類	発 行 者	備 考
.....	(イ) A B (ロ) A B (ハ) (ニ)、表の1の 若しくは の一団の宅地又は の一団の住宅若し くは中高層の耐火共同住宅の用に供す ることを約する書類（既に所轄税務署 長の承認を受けて所轄税務署長が認定 した日の通知を受けている場合（下記 及び において「認定日の通知を受 けている場合」という。）には、当該通 知に係る文書の写し（下記 及び に おいて「通知書の写し」という。）	

改 正 前

2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）
確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

区 分	添付すべき証明書類	発 行 者	備 考
.....	(イ) A B (ロ) A B (ハ) (ニ)、表の1の 若しくは の一団の宅地又は の一団の住宅若し くは中高層の耐火共同住宅の用に供す ることを約する書類（既に所轄税務署 長の承認を受けて所轄税務署長の認定 した日の通知を受けている場合（下記 及び において「認定日の通知を受 けている場合」という。）には、当該通 知に係る文書の写し（下記 及び に おいて「通知書の写し」という。）	

改正後

別表2

収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
	港湾法 による港 湾施設又 は漁港及 び漁場の 整備等に 関する法 律による 漁港施設 (第10号)

改正前

別表2

収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
	港湾法 による港 湾施設又 は漁港漁 場整備法 による漁 港施設 (第10号)

改 正 後					改 正 前				
別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
..... (イ) (ロ)	1 2、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第6条第3号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第2項に規定する公立博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設に該当するものに係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第6号に掲げる業務を主たる目的とするものに限る。 3 4 (イ) (ロ) (ハ) 文化財保護法第183条の5第1項《認定市町村の教育委員会による文化財の登録の提案》に規定する認定文化財保存活用地域計画に記載された土地の保存及び活用に関する事 (イ) (ロ)	1 2、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第6条第3号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第29条の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの</u> に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第6号に掲げる業務を主たる目的とするものに限る。 3 4 (イ) (ロ) (ハ) 文化財保護法第183条の5第1項《 <u>文化財の登録の提案</u> 》に規定する認定文化財保存活用地域計画に記載された土地の保存及び活用に関する事業（地方公共団体の管理の下に行

改 正 後					改 正 前				
				業（地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するためにその土地が買い取られるものであること。					われるものに限る。）の用に供するためにその土地が買い取られるものであること。
農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号《定義》に規定する農用地で同法第22条の4第1項《地域農業経営基盤強化促進計画の特例に係る区域における利用権の設定等の制限》に規定する区域内にあるものが、……	(イ) 当該土地等が農業経営基盤強化促進法第22条の4第1項に規定する区域内にある農用地である旨を証する書類	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。	農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地で同法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用規程（同法第23条第1項の認定に係るもの（同法第24条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に限る。）に係る同法第23条の2第1項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものが、……	(イ) 当該土地等が農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地である旨を証する書類	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。
	(ロ) 当該土地等を農業経営基盤強化促進法第22条の4第2項の申出に基づき買い取った旨を証する書類	・ ・ ・ ・ ・				(ロ) 当該土地等を農業経営基盤強化促進法第23条の2第6項の申出に基づき買い取った旨を証する書類	・ ・ ・ ・ ・		
	(ハ) 当該土	・ ・ ・ ・ ・				(ハ) 当該土	・ ・ ・ ・ ・		

改 正 後					改 正 前				
	地等の買 取りをす る者が左 欄の農地 中間管理 機構に該 当する旨 を証する 書類					地等の買 取りをす る者が農 地中間管 理機構に 該当する 旨を証す る書類			

改 正 後					改 正 前				
別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
25 農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地(1)で農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号《市町村の定める農業振興地域整備計画》に規定する農用地区域内にあるものが、農業経営基盤強化促進法第22条第2項の協議に基づき、……	(イ) 当該土地等が左欄の農用地区域として定められている区域内にある農用地である旨及び当該土地等の買取りにつき左欄の協議に係る農業経営基盤強化促進法第22条第2項の規定による通知をしたことを証する書類(3) (ロ) …… (ハ) ……	……	…… …… ……	1 ……。 2 ……。 3 ……。	25 農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号《定義》に規定する農用地(1)で農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号《市町村の定める農業振興地域整備計画》に規定する農用地区域内にあるものが、農業経営基盤強化促進法第16条第2項の協議に基づき、……	(イ) 当該土地等が左欄の農用地区域内にある農用地である旨及び当該土地等の買取りにつき左欄の協議に係る農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による通知をしたことを証する書類(3) (ロ) …… (ハ) ……	……	…… …… ……	1 ……。 2 ……。 3 ……。

改正後					改正前				
別表5 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表					別表5 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
<p>.....、 当該区域内にある土地で開発して農地とすることが適当なもの若しくは当該区域内にある土地で同号に規定する農業上の用途区分が同法第3条第4号《定義》に規定する農業用施設の用に供することとされているもの(農地の保全又は利用上必要な施設で一定のもの(3)の用に供する土地を含む。)又はこれらの土地の上に存する権利(以下この項において</p>	<p>(イ) (ロ) A (A) これらの資産に係る権利の移転につき農地法第3条第1項第13号《農地又は採草放牧地の権利移動の制限》の届出を受理した旨を証する書類 (削除)</p>	<p>..... (削除)</p>	<p>.....</p>	<p>1 2、 農業経営基盤強化促進法第7条《農地中間管理機構の事業の特例》の規定により行われる事業で、..... 3</p>	<p>.....、 当該区域内にある土地で開発して農地とすることが適当なもの若しくは当該区域内にある土地で同号に規定する農業上の用途区分が同法第3条第4号《定義》に規定する農業用施設の用に供することとされているもの(農地の保全又は利用上必要な施設で一定のもの(3)の用に供する土地を含む。)又はこれらの土地の上に存する権利(以下この項において</p>	<p>(イ) (ロ) A (A) これらの資産に係る権利の移転につき農地法第3条第1項第13号《農地又は採草放牧地の権利移動の制限》の届出を受理した旨を証する書類 (B) これらの資産に係る権利の移転につき農業経営基盤強化促進法第19条</p>	<p>..... 市町村長</p>	<p>.....</p>	<p>1 2、 農業経営基盤強化促進法第7条の規定により行われる事業で、..... 3</p>

改 正 後					改 正 前				
<p>「農地等」という。)を譲渡した場合(一に掲げる場合に該当する場合を除く。)</p>	<p>(B) これらの資産に係る権利の移転につき福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第17条の26《農用地利用集積等促進計画の公告》の規定により公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類</p>	<p>.....</p>			<p>「農地等」という。)を譲渡した場合</p>	<p>《農用地利用集積計画の公告》の規定により公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類</p>	<p>(C) これら.....</p>		

改 正 後					改 正 前				
	B (A) (B) (ハ)					B (A) (B) (ハ)			
農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地等を農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第7項《農用地利用集積等促進計画》の規定による公告があった同条第1項の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合	(イ) (ロ) A B 当該権利の移転に係る登記事項証明書(当該権利の移転が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった同条第1項の農用地利用集積等促進計画によるものであることを明らかにする表示のあるものに限る。)		農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号《市町村の定める農業振興地域整備計画》に規定する農用地区域内にある土地等を農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった同条の農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合	(イ) (ロ) A B 当該権利の移転に係る登記事項証明書(当該権利の移転が当該公告によるものであることを明らかにする表示のあるものに限る。)	